



「WTS China Report」は、中国における最近の環境・エネルギー関連の政策動向、トピックについて随時お伝えするものです。本稿では、国家発展改革委員会と国家エネルギー局により26年6月22日に発表された「再生可能エネルギー消費最低割合目標及び再生可能エネルギー電力消化責任加重制度実施弁法（可再生エネルギー消費最低比重目標和可再生エネルギー電力消納責任加重制度実施弁法）」についてご紹介します。

I. 国家発展改革委員会等：再生可能エネルギー消費最低割合目標及び再生可能エネルギー電力消化責任加重制度実施弁法

国家発展改革委員会と国家エネルギー局は、2026年6月22日、「再生可能エネルギー消費最低割合目標及び再生可能エネルギー電力消化責任加重制度実施弁法」を発表しました。以下では同政策の内容の一部についてご紹介します。

第一章 総則

- ・**第二条** 本弁法は、エネルギー利用者に対する再生可能エネルギー消費最低割合目標及び省級行政区画に対する再生可能エネルギー電力消化責任加重の策定、モニタリング及び評価に適用する。

第二章 再生可能エネルギー消費最低割合目標

- ・**第四条** 再生可能エネルギー消費最低割合とは、国が定める、エネルギー利用者が消費する再生可能エネルギーがその総エネルギー消費に占めるべき最低割合である。
- ・再生可能エネルギー消費最低割合目標は、再生可能エネルギー電力消費最低割合目標と非電力消費最低割合目標の2種類に区分される。
- ・このうち、電力消費最低割合目標には、すべての再生可能エネルギー由来の発電種別が含まれる。
- ・非電力消費最低割合目標には、再生可能エネルギーによる熱供給（冷・熱供給）、再生可能エネルギー由来の水素・アンモニア・メタノール等の総合利用、バイオ燃料等の再生可能エネルギーの非電力利用種別が含まれる。
- ・**第五条** 国務院エネルギー主管部門は関係部門と共同で重点エネルギー使用業界を確定し、当該業界に対して再生可能エネルギー電力消費最低割合目標及び移行期間を明確にし、併せてモニタリング、評価及び考査を実施する。対象とする業界範囲は、各分野の省エネ・低炭素化に関する要件や取組の進捗を踏まえ、毎年度定める。
- ・国務院エネルギー主管部門は関係部門と共同で、再生可能エネルギーの非電力利用に関する業界の発展及び統計・算定体系の整備状況を総合的に勘案し、適時、重点エネルギー使用業界に対する再生可能エネルギー非電力消費最低割合目標及び移行期間を明確にし、併せてモニタリング、評価及び考査を実施する。非電力利用の種別及び対象業界範囲は、各分野の省エネ・低炭素化に関する要件や取組の進捗を踏まえ、毎年度定める。
- ・国は、重点エネルギー使用業界に属する関連企業が、明確化された再生可能エネルギー消費最低割合目標を上回って、再生可能エネルギーの消費割合を更に引き上げることを支持する。
- ・条件を備える地域に対し、政府機関、公的機関、国有企業に対して再生可能エネルギー消費最低割合目標を設定することを奨励する。
- ・**第六条** 国務院のエネルギー主管部門は、重点エネルギー消費業界に対する再生可能エネルギー電力消費最低割合目標及び非電力消費最低割合目標を毎年度通知する。



- ・省級エネルギー主管部門は、省級党委・政府の指導の下、関連する業界主管部門と共同で実施体制を整えて実行する。
- ・**第七条** 重点エネルギー使用業界における再生可能エネルギー電力消費最低割合目標は、再生可能エネルギー由来電力の自家発電・自家消費、グリーン電力直結、グリーン証書・グリーン電力取引（振替）等の方法により達成することができる。
- ・再生可能エネルギー非電力消費最低割合目標は、再生可能エネルギーによる暖房（冷房）、再生可能エネルギー由来の水素・アンモニア・メタノール等の综合利用、バイオマスエネルギーの非電力利用等の方法により達成することができる。
- ・**第八条** 再生可能エネルギー電力消費最低割合目標の達成状況は、評価年度の発電電力量に対応する再生可能エネルギー由来グリーン電力証書を基本的な証拠書類として算定する。具体的には、国家の非化石エネルギー電力消費算定に関する関連規定に従うものとする。

第三章 再生可能エネルギー電力消化責任加重

- ・**第十条** 再生可能エネルギー電力消化責任加重とは、国が各省級行政区域に対して定める、当該区域における社会総電力消費量に占める再生可能エネルギー電力量の消化割合目標である。再生可能エネルギー電力総量消化責任加重と非水力発電消化責任加重の2種類に区分される。
- ・総量消化責任加重には、すべての再生可能エネルギーによる発電種別が含まれる。
- ・非水力発電消化責任加重には、水力発電を除くその他の再生可能エネルギーによる発電種別が含まれる。
- ・**第十一条** 国務院エネルギー主管部門は、各省級行政区域の再生可能エネルギー電力消化責任加重について統一的な算定を実施し、地域別の加重上昇メカニズムを確立する。中長期の消化責任加重目標の提示を強化し、各省の新エネルギー利用率と整合性を図りつつ、地域ごとに異なる設定で各省に対する加重上昇指標を定め、毎年度通知する。
- ・**第十四条** 電力供給事業者、電力販売事業者、関連する電力利用者及び自家用発電設備を利用する企業等は、再生可能エネルギー電力の消化責任を負うものとし、再生可能エネルギー電力量の消化に協力し、再生可能エネルギーの消化能力の向上に努めるものとする。
- ・**第十九条** 国務院エネルギー主管部門は関係部門と共同で、第三者機関に委託し、重点エネルギー使用業界に対する再生可能エネルギー消費最低割合目標及び省級行政区域に対する再生可能エネルギー電力消化責任加重の実施状況について、四半期ごとにモニタリングを実施し、併せて公表するものとする。
- ・**第二十条** 国務院エネルギー主管部門は、年度ごとに重点エネルギー使用業界に対する再生可能エネルギー消費最低割合目標及び省級行政区域に対する再生可能エネルギー電力消化責任加重の達成状況に関する評価を実施し、併せて公表するものとする。
- ・省級エネルギー主管部門は、関連する業界主管部門と共同で、毎年、前年度における当該省級行政区域の重点エネルギー使用業界に対する再生可能エネルギー消費最低割合目標及び再生可能エネルギー電力消化責任加重の達成状況を、国務院エネルギー主管部門に定期報告し、併せて所在地の国家エネルギー局派遣機関に写しを送付するものとする。
- ・各省は、新エネルギーが省間電力市場取引又は省間グリーン電力証書取引に参加することを制限してはならない。



- ・**第二十一条** 国家エネルギー局派遣機関は、国务院エネルギー主管部門の委託を受け、関連する監督管理業務を実施する。再生可能エネルギー消費最低割合目標及び再生可能エネルギー電力消化責任加重の達成状況に関する監督を強化し、監督過程において発見された重大な問題については、速やかに報告するものとする。
- ・**第二十二条** 再生可能エネルギー消費最低割合目標を達成しなかった重点エネルギー使用業界に属する企業については、所在地の省級エネルギー主管部門が、関連する業界主管部門及び国家エネルギー局派遣機関と共同で、指標公表後3か月以内にグリーン電力証書取引又はその他の市場化された取引方式により補完的に達成するよう督促し、併せて国务院エネルギー主管部門に速やかに報告するものとする。
- ・期限を過ぎてもなお達成されない場合は、所在地の省級エネルギー主管部門が関連する業界主管部門及び国家能源局派遣機関と共同で、当該企業に対して呼び出し指導・公表処分を実施し、法令及び関連規定に基づき信用情報システムに違反事実を記録するものとし、重点的な監督を強化する。
- ・再生可能エネルギー電力消化責任加重指標を達成しなかった省（自治区、直轄市）については、指標公表後3か月以内にグリーン電力証書取引により補完的に達成することができる。併せて、電力系統調整能力の構築、電力網建設、市場価格メカニズム等、再生可能エネルギーの消化を促進するための施策をさらに提示し、新エネルギーの持続可能な発展に係る価格決済メカニズムとの整合性を図るものとする。関連する状況は国务院エネルギー主管部門に速やかに報告するものとする。
- ・期限を過ぎてもなお達成されない場合は、状況に応じて国家发展改革委員会及び国家エネルギー局が当該地域の省級エネルギー主管部門に対して呼び出し指導・公表処分を実施するものとし、併せて未達成の指標を翌年度に繰り越すものとする。ただし、5カ年計画期の最終年度における加重指標については、繰り越しは認めない。
- ・再生可能エネルギー消費最低割合目標の達成状況が特に優れる重点エネルギー使用業界に属する企業、及び再生可能エネルギー電力消化責任加重指標の達成状況が特に優れる省（自治区、直轄市）については、国务院エネルギー主管部門が関係部門と共同で公表により表彰し、優先的に関連する政策支援を与えるものとする。
- ・**第二十三条** 再生可能エネルギー消費最低割合目標及び再生可能エネルギー電力消化責任加重制度の達成状況は、国の関連規定に基づき、関連する評価・考課指標に組み入れるものとする。

※本政策の原文については下記ウェブサイトをご参照ください。

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202606/t20260612_1405837.html

II. WTS コメント

1. 本政策は、『中華人民共和国エネルギー法』の関連要件を具体化するものであり、「第15次五カ年計画」期間におけるエネルギー分野のグリーン・低炭素転換を推進する上で、重要な制度設計の一つである。本弁法は、「消費」と「消化」の二つの軸を並行して進める新たなメカニズムを構築するものである。
 - ・ 「消費」はユーザー側に焦点を当て、重点エネルギー使用業界に対し、総エネルギー消費に占める再生可能エネルギーの最低割合を設定するものであり、グリーンエネルギー消費市場の育成・拡大を目的とする。
 - ・ 「消化」は地域側に焦点を当て、省級行政区域に対し、電力系統を通じて実際に物理電力を消化する責任を引き続き課すものであり、グリーン電力が確実に発電され、確実に消費されることを確保する。両者は相まって、全国的な再生可能エネルギー発展目標の達成に資するものである。



2. 2024年、国務院エネルギー主管部門は重点エネルギー使用業界に対する「グリーン電力消費割合」の設定を既に提案し、一部の企業に対して再生可能エネルギー消費責任を負うことを求めていた。2025年には、電解アルミニウム業界が既に評価対象に組み入れられ、鉄鋼、セメント、多結晶シリコン、国家ハブノードに新設されるデータセンター等がモニタリング対象に組み入れられた。今回の『弁法』は、これらを基礎とし、再生可能エネルギー消費最低割合とは、国が定めるエネルギー利用者が消費する再生可能エネルギーがその総エネルギー消費に占めるべき最低割合であることを明確にし、エネルギー主管部門が関係部門と共同で重点エネルギー使用業界に対して目標及び移行期間を設定し評価を実施するものとし、従来分散していた試行的な要件を統合し、統一的な制度化された枠組みとしたものである。
3. 従来の制度と比較して、本弁法は企業及び地域の両レベルにおいて、以下の顕著な変化をもたらすものである。
 - ・ 企業にとっては、評価対象範囲が拡大し、再生可能エネルギーの非電力利用（例：グリーン水素、グリーンアンモニア等）が初めて最低割合目標の評価体系に組み入れられた。同時に、評価の拘束力がより強化され、目標未達成の企業は呼び出し指導・公表処分及び信用情報システムへの違反事実記録などの是正措置に直面することとなる。一方、達成状況が特に優れる企業は政策的な奨励を得ることができる。
 - ・ 省级行政区域にとっては、目標設定がより細分化され、消化責任加重は「地域別・段階別」の差異化された上昇メカニズムが採用され、中長期的な目標提示が強化された。評価においても同様に拘束力がより強化され、消化責任加重を未達成でかつ期限内に補完達成しなかった地域は、呼び出し指導・公表処分に直面し、未達成の指標は翌年度に繰り越されることとなる。
4. 重点エネルギー使用業界（例：鉄鋼、セメント、電解アルミニウム、データセンター等）は、再生可能エネルギー消費割合に関する強制的な評価要件に直接直面することとなるため、グリーン電力及び非電力を含む再生可能エネルギーの消費統計及び計画策定能力を早期に確立する必要がある。同時に、消化責任加重が地方に課せられていることから、各地方の再生可能エネルギー資源や消化能力は、将来的にエネルギー利用の安定性やコストに影響する可能性がある。このため、企業は立地・生産拡大を検討する際には、所在地域の再生可能エネルギー資源や消化能力に留意する必要がある。



佛山早稲田科技有限公司

<事業内容>

脱炭素関連サービス

- 脱炭素現状評価及び計画、炭素排出削減技術カスタマイズ提案、脱炭素データ管理及び開示サポート
- 清潔エネルギー変更、エネルギー貯蓄の提案・実施サポート
- 脱炭素支援政策及び認証関連サポート、脱炭素能力構築及び研修

環境順法化対応サポート・特定課題解決

- 汚染排出現状評価及び診断、環境手続き実施サポート、環境政策コンサルティングサービス及び技術サポート
- 汚染対策技術カスタマイズ提案、環境施設工事全体計画及び施工監督・管理
- 汚染物検測・モニタリング及び汚染物異常値処理

環境順法化対応サポート・リスク回避 管理向上

- 環境順法化診断、環境人材育成
- 情報提供、環境定例会議実施、環境ニーズ対応

早稲田会員クラブ

- ビジネスマッチング、企業見学、専門セミナー、政策解読
- 日本技術の現地応用、日中協業プロジェクトのコーディネート

<問い合わせ先>

担当者：Ms. Judy（日本語可）

TEL：18688262655

Email：judy@wts-cn.com